

江上八院の戦い（慶長5年10月20日）における鍋島家の頸帳に関する考察（その1）

白 峰 旬

【要 旨】

本稿は、慶長5年（1600）10月20日に立花家の軍勢と鍋島家・龍造寺家の軍勢が対戦した江上八院の戦い（江上合戦）において、鍋島家側が作成した頸帳（首帳）の内容について考察した。さらに、鍋島家先手の兵科別編成、この戦いにおける戦闘の具体的状況、『佐賀藩諸家差出戦功書』における記載内容についても論及した。

さらに追記では、江上八院の戦い関係の書状として、これまで関係書籍でよく引用されてきた「（慶長五年）十月廿日付吉村橘左衛門尉宛鍋島直茂書状」において、戦場地名を示す「八郎院」という記載は、「八郎院」ではなく「八之院」が正しいことを指摘した。

【キーワード】

江上八院の戦い、頸帳（首帳）、『佐賀県近世史料』、『佐賀藩諸家差出戦功書』、八之院

はじめに

慶長5年（1600）10月20日に立花家の軍勢と鍋島家・龍造寺家の軍勢が対戦した江上合戦（江上八院の戦い）について、筆者は2年前（2017年）に拙稿「慶長5年10月20日の江上合戦についての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関する考察（その1）」⁽¹⁾、拙稿「慶長5年10月20日の江上合戦についての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関する考察（その2）」⁽²⁾を発表した。その拙稿では、立花家側の一次史料（感状、軍忠一見状〔合戦手負注文〕）をもとに考察したが、対戦した相手側の鍋島家・龍造寺家の軍勢についての視点からは論述できなかった。

よって、本稿では鍋島家の頸帳⁽³⁾などの史料をもとに検討することにより、鍋島家側からの視点でこの戦いについて考察したい⁽⁴⁾。

1. 鍋島家の頸帳（その1）

鍋島家の頸帳としては、「鍋嶋七左衛門組頭^(マ)（頸カ）帳」⁽⁵⁾と「柳川陣頸帳」⁽⁶⁾がある。この両史料は、ほぼ同内容であるので⁽⁷⁾、前掲「鍋嶋七左衛門組頭^(マ)（頸カ）帳」をもとに作表し、前掲「柳川陣頸帳」と記載が異なる箇所について、備考欄にそれぞれ注記したものが表1である。

この頸帳については、以下、頸帳Aと略称する。

江上八院の戦いにおける鍋島家の陣立て(編制)は表2のようになる(その布陣図については、図1参照)。表2、及び、図1によれば、先手(先陣)は鍋島茂里(平五郎)と鍋島茂忠(七左衛門)であり、先手において、鍋島茂忠が前方、鍋島茂里が後方に布陣したことがわかる。よって、頸帳Aは先手において前方に布陣した鍋島茂忠の組の頸帳であることがわかり、敵(立花家の軍勢)と真っ先に激突した戦況の中で、頸取りをおこなった結果が頸帳Aには反映されていると考えられる。

なお、図1を見ると、先手の鍋島茂里と鍋島茂忠は横に並列して布陣したのではなく、前方、後方と分かれて縦列に布陣したことがわかるので、この点には注意したい。

頸帳Aに名前が記載された者(敵の頸を討ち取った者)の合計人数は74人である。頸帳Aの頸数の合計は103であり(表1参照)、このことから立花家側の戦死者数は100人以上であったことがわかる。

討ち取った個々の頸数については、頸数1が60例、頸数2が9例、頸数3が4例、頸数13が1例であり、頸数1の事例が最も多い(表1参照)。頸数の多さでは頸数13の1例(「鍋(「嶋」脱カ)七左衛門内」)が突出しているが、「鍋(「嶋」脱カ)七左衛門内」とあるように「内」という記載が末尾にあることから、個人で討ち取った頸の数ではなく、麾下の武士や中間などを含めた手組として討ち取った頸の数であった、と考えられる。

鍋島茂忠(七左衛門)は、上述したように先手(前方)であり、頸帳Aは鍋島茂忠の組の頸帳であることから、その組内で鍋島茂忠自身が率いた手組の人数は最も多かったと推測されることと、鍋島茂忠が組頭であるので茂忠自身が率いた手組が最も奮戦したと思われることも、頸数が13というように最も多く、数的に突出していることと関係すると思われる。

頸数3の4例のうち、3例は「内」という記載が末尾にあることから、これも同様にそれぞれの手組として討ち取った頸の数であり、そのため頸数としては複数になった、と思われる。

表1における「番号」は記載順に1番から33番まで付いている(ただし、番号の順番が逆転している箇所もある)。番号が記載順に付いていることからすると、一番最初に討ち取った一番頸以下の順番を示している可能性も考えられるが、なぜ番号が33番で最後になっているのか、その理由は不明である。

表1において「組」の記載があるのは、「秀嶋源兵衛組」、「相浦三兵衛組」、「牛嶋監物組」の3組であるが、これら3組の記載は「鍋嶋七左衛門組頭(頸カ)帳」にあるのに対して、「柳川陣頸帳」には記載がない。

これら3組の組頭の名前について、「秀嶋源兵衛」は『佐賀藩諸家差出戦功書』(以下、『戦功書』と略称する)⁽⁸⁾に記載があるが、「相浦三兵衛」と「牛嶋監物」の記載はない。

『戦功書』における「秀嶋源兵衛」の記載箇所⁽⁹⁾には、「秀嶋源兵衛茂次」は、①鍋島直茂から「御一字」を拝領した、②永禄・元亀の頃に「豊州大友勢」が乱入した時、「茨口」において一戦を遂げ退散させた、③その時に働いた「召仕」のうち25人を選んで「組足軽」とし、切米は秀嶋源兵衛の知行から分けて取らせることを申し上げて直茂から許可された、ということが記されているので、上記②、③の経緯から、秀嶋源兵衛は自分の手組を編成した、と考えられる。

『戦功書』における「秀嶋源兵衛」の他の記載箇所には「源兵衛并組之者」という記載もあり、秀嶋源兵衛が「組之者」を麾下に編成していたことがわかる。

こうした点を考慮すると、上述した「相浦三兵衛組」、「牛嶋監物組」も、相浦三兵衛と牛嶋監物のそれぞれの麾下の手組であったと考えられる。

上述したように、頸帳Aに名前が記載された者(敵の頸を討ち取った者)の合計人数が74人で

あることから、先手（前方）の鍋島茂忠の組の人数はそれ以上であったと推測できる。

なお、表1における「堤主水」は「昇差」（のぼりさし）⁽¹⁰⁾であり、「昇差」も頸取りをおこなったことがわかる。

2. 鍋島家の頸帳（その2）

上述の頸帳Aのほか、鍋島家の頸帳としては、「須古信昭家来分捕ノ者」⁽¹¹⁾がある（以下、頸帳Bと略称する）。

この頸帳Bについて作表したものが表3である。表3を見ると、討ち取った敵の頸の数は記されていないが、内容的には頸帳であることがわかる。

頸帳B（表3）は、須古信昭の家来で分捕った者のリストであるが、「分捕（ぶんどる）」には「戦場で敵の首を取り、または武器などを奪い取る。」⁽¹²⁾ という意味があるので、「分捕る」＝「戦場で敵の首を取る」と考えれば、この意味が正確に反映しているのは、表3における前半の13例のみである。

須古信昭は三陣であり（表2参照）、布陣図によれば、先手（後方）の鍋島茂里（平五郎）の左翼に布陣していた（図1参照）。後述するように、「10月晦日付須古信昭宛鍋島勝茂・鍋島直茂連署状（感状）」⁽¹³⁾によれば、先手の鍋島茂里（平五郎）と鍋島茂忠（七左衛門）が一戦に及んだ時に、須古信昭は援兵を出して参戦し、鍋島家の軍勢が勝利したことがわかるので、頸帳Bはその際の戦闘に関するものであろう。

表3を見るとわかるように、前半の13例は頸取り（「首取」）を示しているのに対して、後半の15例は「打捨」、「射捨」、「切捨」、「討捨」であるので、頸を取らなかった事例であることがわかる。最後の2例は、抜け駆けをして敵陣に突入し敵を討ち取ったが討死した者について特記している。この抜け駆けのケースでは、敵の頸を取ったのか、或いは、頸を取らずに「討捨」などにしたのか、という点についての記載はない。

表3における前半の13例の頸取りの中で、敵を鉄炮で打ち伏せて敵の首を取ったケースが1例あることは注目される。このことがわざわざ記されているということは、敵を鉄炮で打ち伏せて敵の首を取った事例は少なかったということを示していると推測される。表3では鉄炮にて打捨にしたケースが7例あるので、鉄炮で敵を討った場合、頸取りをせずに打捨にするのが通例であった、ということかもしれない。

表3における前半の13例については、頸の数について記載されていないので頸数の合計は不明である。

表3における後半の頸取りをしていないケースが15例あるということは、敵を討った場合、いつも頸取りをしたわけではなかったことがわかる。また、敵の首を取っていない「打捨」、「射捨」、「切捨」、「討捨」のケースでも、名前を記載したことがわかる。

「打捨」、「射捨」、「切捨」、「討捨」の表記の違いについては、鉄炮の場合は「打捨」（1例のみ「射捨」）、弓の場合は「射捨」と区別されている⁽¹⁴⁾。「切捨」と「討捨」については使用した武器の記載がないが、「切捨」と「討捨」は刀を使用したということであろうか。とすれば、「打捨」と「討捨」の違いは、鉄炮の場合が「打捨」、刀の場合が「討捨」という違いになる。

表3において、「鉄炮にて打捨」、「弓にて射捨」という記載があることから、三陣の須古信昭組では使用武器として鉄炮と弓を使用したことが明確にわかる。

表3における池田判兵衛と吉永勘之允の事例は、抜け駆けしたうえで討死したケースであるが、こうしたことを記載するというのは、抜け駆けを否定せず、戦功として認めて賞している、

という意味になる。

江上八院の戦いにおける須古信昭の役割と戦功については、前掲「10月晦日付須古信昭宛鍋島勝茂・鍋島直茂連署状(感状)」⁽¹⁵⁾に記されているので以下に引用する。

a 今度於柳川表、平五郎・七左衛門及一戦候砌、b 兼而如申渡候、被成御助ニ付而、得勝利候由、c 平五郎申聞候、乍案中御手柄ニ候、自他之覚太^(大カ)慶存候、此段為可申入兩人申付候、随而當御陣為糧料、米五百石進入候、d 右之褒美追而可被下候、委細用口上、問筆候、恐々謹言、(下線引用者)

十月晦日

鍋 信守

勝茂 御判

鍋 加守

直茂 御判

龍 市兵衛殿

御宿所

下線 a は、江上八院の戦いにおいて鍋島茂里(平五郎)と鍋島茂忠(七左衛門)が一戦に及んだ、としている。上述したように、鍋島茂里と鍋島茂忠は先手であったので(表2、図1参照)、戦闘は立花家の軍勢と鍋島家の先手の軍勢(鍋島茂里、鍋島茂忠)で開始されたことがわかる。

下線 b からは、その戦闘の際に、須古信昭が援兵を出して参戦し、鍋島家の軍勢が勝利したことがわかる。上述したように、須古信昭は三陣であり(表2参照)、布陣図によれば、先手(後方)の鍋島茂里の左翼に布陣していたので(図1参照)、須古信昭が鍋島茂里の左翼から先手が戦っているエリア(戦場)へ移動して援兵を出して参戦し、先手の軍勢(鍋島茂里、鍋島茂忠)をアシストしたことになる。そして、この須古信昭による先手へのアシストは事前に予定されていた(「兼而如申渡候」)ことであった、としている。このことは、この戦いに限らず、軍勢の布陣におけるそれぞれの備の役割を考えるうえで参考になる事例である。

下線 c は、下線 a、b の内容について、鍋島茂里が鍋島勝茂・同直茂へ報告した、としている。

下線 d は、須古信昭に対する鍋島勝茂・同直茂からの褒美は後に与える予定、としている。

下線 a、b の記載内容を考慮すると、①立花家の軍勢と鍋島家の先手の軍勢(鍋島茂里、鍋島茂忠)の間で戦闘が開始された、②さらに三陣として鍋島茂里の左翼に布陣していた須古信昭が、先手が戦っているエリア(戦場)へ移動して援兵を出して参戦した、③その結果、鍋島家の軍勢が勝利した、という戦闘経過がわかる。よって、戦闘エリア(戦場)というのは、先手の鍋島茂里、鍋島茂忠の布陣位置を中心としたエリアに限定されていた、ということになる。

この点については、江上八院の戦いに関する頸帳が、上述したように、先手の鍋島茂忠組の頸帳(頸帳A)と、三陣の須古信昭組の頸帳(頸帳B)の2つしか伝存しない、ということもその傍証となる。

なお、後述するように、二陣の後藤茂綱の家来の今泉軍助が、立花三太夫(統次)を討ち取っている(表5参照)、二陣の後藤茂綱も三陣の須古信昭と同様に先手(鍋島茂里、鍋島茂忠)が戦っているエリアへ移動して戦った、と考えられる。

図1を見ると、「三」(=三陣)の「須古」(=須古信昭)の戦列を示す横線は正面を向いているのに対して、「二」(=二陣)の「後藤」(=後藤茂綱)の戦列を示す横線は斜め向きになっており、その箇所には「横矢」⁽¹⁶⁾と記されているので、二陣の後藤茂綱は、戦闘中の立花家軍勢の側面へ移動して側面を攻撃した、と考えられる⁽¹⁷⁾。

よって、上述した立花三太夫（統次）の討死については、二陣の後藤茂綱による側面攻撃を受けた時に討死したことがわかる。

図1では、鍋島茂忠（七左衛門）が先手（前方）として立花家の軍勢（立花三太夫〔統次〕、小野和泉〔鎮幸〕、安藤津ノ介〔安東幸貞〕⁽¹⁸⁾）の正面に布陣し、2つの橋（この2つの橋の間は「凡三町」〔=約327m〕）を挟んで、その後方に鍋島茂里（平五郎）が布陣している。

図1では、鍋島茂忠（七左衛門）の箇所「初ノ鎗場」と記され、鍋島茂里（平五郎）の箇所「後ノ鎗場」と記されている。「鎗場」とは「戦場」という意味であるので⁽¹⁹⁾、「初ノ鎗場」とは「最初の戦闘がおこなわれた場所」という意味になり、「後ノ鎗場」とは、その後、時間が経過して「それに続く戦闘がおこなわれた場所」という意味になる。

つまり、図1を見ると、このエリア（「初ノ鎗場」と「後ノ鎗場」）しか戦場になっていなかった、ということがわかる。

図1における「初ノ鎗場」の箇所には「凡九町」（=約981m）、その後方にある2つの橋の間は「凡三町」（=約327m）、「後ノ鎗場」の箇所には「凡六町」（=約654m）と記されているので、戦場になったエリアはこれらの距離を合計した約1962m=約2km弱の範囲であったことになる。そして、「後ノ鎗場」の横には「凡九丁引テ見スル」と記されている。この記載は、「凡九丁」（=約981m）の距離を「初ノ鎗場」から「後ノ鎗場」まで引いて見せた、という意味と考えられるので、鍋島家の先手の軍勢が「初ノ鎗場」から「後ノ鎗場」へ「凡九丁」（=約981m）撤退して戦ったのは、鍋島家の先手の軍勢が戦術上有利に戦うために意図的に撤退した（鍋島家の先手が意図的に撤退して立花家軍勢を後方へ誘い込み、そこへ三陣の須古信昭が加勢し、二陣の後藤茂綱が立花家軍勢の側面から攻撃をかける）、というように受け取れる。

3. 鍋島家先手の兵科別編成についての推定

上述した頸帳A、及び、頸帳Bの内容には、江上八院の戦いにおいて戦闘をおこなった鍋島家先手（鍋島茂忠）と三陣（須古信昭）の兵科別編成については、上述したように頸帳Bの記載内容から鉄炮と弓を使用したことがわかること以外は記載がない。

よって、文禄の役における鍋島家軍勢の先手の兵科別編成をもとに検討したい。江上八院の戦いにおける先手は、上述したように、鍋島茂里と鍋島茂忠であった（表2参照）。一方、文禄の役における鍋島家軍勢の先手は、成富茂安（十右衛門）と鍋島茂里（平五郎）であった⁽²⁰⁾。

このように、江上八院の戦いと同様に、文禄の役でも鍋島家の軍勢の先手は2組編成であったことがわかる。先手が2組編成であることは、鍋島家の原則であったのであろうか。なお、鍋島茂里は、文禄の役と江上八院の戦い共に先手を務めている。

文禄の役で鍋島家軍勢の先手であった成富茂安組の兵科別編成については、「高麗陣成富茂安組着到」（天正二十一年三月五日）⁽²¹⁾に記されている。その記載内容をもとに作表したものが表4である。

表4を見ると、鉄炮、鎗、弓（半弓も含む）、のぼり、という4つの兵科（=四兵科）が確認できる⁽²²⁾。乃至政彦『戦う大名行列』⁽²³⁾によれば、元和2年（1616）の「元和軍役令」（『東武実録』）では、兵科が「旗・鉄炮・弓・鎗・騎兵（騎馬）」の五兵科であり、これが徳川時代における軍制のスタンダードとして、大名行列の基本編成とされるに至っていることが指摘されている。

この五兵科のうち、表4（つまり、天正21年〔=文禄2年（1593）〕の時点）では騎兵（騎馬）を除く四兵科がすでに揃っている。ただし、個々のケースを見ると、四兵科（鉄炮、鎗、弓〔半弓

も含む]、のぼり)がすべて揃っているのは、蔵町三郎(2250石役)、犬塚三郎右衛門尉(1510石役)、出雲藤右衛門尉・同作蔵(1200石役)の3例のみであり、1200石役以上の大身家臣に限定される。

石役が低いケースでは、持永助左衛門尉(155石役)、中野監物丞(140石役)、百武平左衛門尉(70石役)のように三兵科(鉄炮、鎗、弓[半弓])が揃っているケースもあるが、この3人以外は、三兵科が揃っておらず、鉄炮、鎗、弓のうちどれか1つの兵科というケースもある。

さらに石役が低くなると、40石役の5例、35石役の2例、30石役の4例、25石役の4例、20石役の5例のように、三兵科(鉄炮、鎗、弓[半弓])が全くないケースが多い。

なお、表4において、石役と主従の人数は、概ね石役が高い場合は人数が多く、石役が低い場合は人数が少ない傾向が認められる。ただし、草野太郎(280石役)の11人、持永助左衛門尉(155石役)の23人、徳嶋四郎右衛門尉(140石役)の10人、中野監物丞(140石役)の11人のように、200石台や100石台でも10人以上のケースがある。石役がさらに低い40石役では2~4人、35石役では3~4人、30石役では2~5人、25石役では2~4人、20石役では2~3人である(表4において石役の最低は20石役である)。

表4において、個人名ではなく、弓鉄炮衆(主従22人、鉄炮10挺、弓5張)、弓衆(主従7人、弓3張)、鉄炮衆(主従24人、鉄炮19挺)というように兵科別編成として独立した兵科部隊(専科部隊)が存在していたことがわかる点は注目される。前掲・乃至政彦『戦う大名行列』⁽²⁴⁾では領主別編成と兵科別編成は併存していた、という重要な指摘がされている。本稿の表4に見られるように、各個人名と兵科別の専科部隊の名前が併存していたことは、乃至氏のこうした指摘を裏付けるものと言えよう。なお、弓鉄炮衆は弓と鉄炮の混成専科部隊、弓衆は弓の専科部隊、鉄炮衆は鉄炮の専科部隊と考えられる。

このように、文禄の役で鍋島家軍勢の先手であった成富茂安組の兵科別編成において、四兵科(鉄炮、鎗、弓[半弓も含む]、のぼり)が揃っていることと、弓鉄炮衆、弓衆、鉄炮衆のような専科部隊が存在していたことからすると、江上八院の戦いにおいても鍋島家軍勢の先手では同様に四兵科が存在し(騎馬を加えて五兵科になっていた可能性もある)、弓鉄炮衆、弓衆、鉄炮衆のような専科部隊も存在した、と考えられる⁽²⁵⁾。

4. 戦闘の具体的状況

江上八院の戦いの具体的な戦闘状況については、「後藤茂綱家来十月廿日分捕人数」⁽²⁶⁾に具体的な記載があり、その内容を筆者(白峰)が現代語訳してまとめたものが表5である。上述したように、後藤茂綱は鍋島家軍勢の編成では二陣である(表2参照)。

表5を見ると、具体的な記述(描写)から白兵戦のすさまじさがよくわかるが、要点をまとめると、以下ようになる。

- (1) 白兵戦では武器として刀、鎗を使用し、刀は特に多用されている〔刀…表5のC、O、P、R、S、鎗…表5のB、H、NR〕。
- (2) 白兵戦では組み打ちをしているケースがある〔表5のJ、Q〕。
- (3) 白兵戦では敵の頸(首)を取っている〔表5のC、E、H、I、J、L、O、Q、R〕。
- (4) 一番首は評価された〔表5のI〕。
- (5) 山伏も戦闘に参加した〔表5のI〕。
- (6) 戦場では、白兵戦において、敵・味方ともに馬を使用している〔表5のK、O〕。
- (7) 戦場では、白兵戦において、被官は主人を助けてよく戦っている〔表5のA、B、E、K、

M、N、O〕。よって、被官＝戦闘員と見なすことができるほか、戦いにおける被官の役割を知ることができる。

- (8) 年齢が10代で戦闘に参加した者については、その年齢が特記されている〔表5のG、K、Q、S〕。この中でG、Kは討死をしたケース、Qは敵の頸取りをしたケースである。
- (9) 被官には名字がある者〔表5のA、B、H、K、N〕と名字がない者〔表5のE、O〕がいる。
- (10) 戦利品として敵の刀や鎧を持ち帰り、その子孫が持っているケースがある〔表5のB、C〕。
- (11) 敵が自分の名前を名乗って立ち会ったケースがある〔表5のC〕。
- (12) 一人の者が太刀と鎧を両方持ち、戦いのシーンによって使い分けたケースがある（敵との距離がある場合は太刀ではなく鎧を使用した）〔表5のR〕。
- (13) 敵が手鎧を投げて股を突き刺したケースがある〔表5のN〕。
- (14) 切り合いで刀を使用しすぎると、刀の刃がことごとくつぶれて切れなくなった（或いは、刀の刃が鋸のようになった）〔表5のC、K〕。
- (15) 鍋島家側では、前日の晩に翌日の戦い（10月20日の江上八院の戦い）では討ち捨て（＝敵の頸をとらないこと）にするように触れを出していた〔表5のC〕。

以上の中で、上記（13）は、鎧の使用法として突くのではなく投げるケースがあったことがわかる。上記（14）は、白兵戦における刀の使用頻度の限界を考えるうえで参考になる。上記（15）は、この討ち捨ての触れが前日に出ていたにもかかわらず、実際には鍋島家軍勢が頸取りをおこなった事実をどのようにとらえるべきか、という点については今後の課題である。

5. 『佐賀藩諸家差出戦功書』における記載

前掲『佐賀藩諸家差出戦功書』における江上八院の戦い関係の記載について、まとめて作表したものが表6である。

前掲『佐賀藩諸家差出戦功書』は、鍋島家の各家臣家から寛保年間（1741～1744）に提出したものであり⁽²⁷⁾、その内容から江上八院の戦いにおける各家臣の役割を具体的に知ることができる。

例えば、御馬役として小荷駄30疋〔表6の⑥、⑩〕、鍋島家の総軍勢を渡河させた際の住吉の渡場の瀬踏み〔表6の⑩〕、足軽物頭〔表6の⑭〕、国許での留守〔表6の⑱、㉓〕、鉄炮頭〔表6の⑳〕、昇足軽〔表6の㉗〕、昇組（15人）〔表6の㉙〕などの記載が見られる。

また、江上八院の戦いにおいて、どの家臣がどの組に属して戦ったのかがわかる。例えば、鍋島茂忠の組〔表6の①、②、⑤、㉗〕、鍋島茂里の組〔表6の⑱、㉑、㉒〕において家臣が参戦したことがわかる⁽²⁸⁾。上述したように、鍋島茂忠と鍋島茂里は先手であり（表2参照）、先手は激しい戦闘をおこなったことから、その戦功が記されたものと考えられる⁽²⁹⁾。

その一方で、江上八院の戦いで鍋島勝茂の御供をした家臣については、戦闘の記載はなく、戦功の記載もないので〔表6の③、⑪、⑯〕、鍋島勝茂の在陣場所（六陣）では戦闘がなかったことが明確にわかる。

組と手組の関係については、その組に属した家臣が、さらに配下の手組を引き連れて参戦したことがわかる〔表6の㉑〕。よって、組というのは、各家臣が引き連れた手組の集合体ということになり（組頭自身の手組も存在した）、そのような構造が明確になった意義は大きい。

ただし、場合によっては、昇足軽を預けられて参戦したり〔表6の㉗〕、組の者20人を付けられて参戦しているので〔表6の②〕、こうしたケースは引き連れるべき人数がなかったり、人数が不足していた場合の対応策だったのであろう。

鍋島家の家臣が、自分の手組を引き連れて出陣する際の状況については、水町定成が子供や一族等を集めて、50余人で大舟に乗り、鉄炮数十丁と多くの武具を大舟に乗せた、という記載から具体的に知ることができる〔表6の⑨〕。

そのほか、江上八院の戦いがあった戦場の地名について、「柳川八ノ院」〔表6の①〕、「八野江・牟田」⁽³⁰⁾〔表6の⑳〕、「八院」〔表6の㉕〕、「柳川八之江」〔表6の㉟〕という表記が見られる。

このうち、「八野江」、「八之江」という表記については、こういう地名の名称（呼称）が当時あったのかどうか今後検討が必要である。

おわりに

上述したように、本稿で検討した頸帳Aは鍋島茂忠（先手）の組、頸帳Bは須古信昭（三陣）の組に関する内容であることと、布陣図（図1）の内容を見ると、江上八院の戦いにおける戦闘エリア（戦場）は先手（前方）の鍋島茂忠と先手（後方）の鍋島茂里が布陣した場所を中心としたエリアであり、その戦闘中に、鍋島茂里の右翼に布陣した後藤茂綱（二陣）と鍋島茂里の左翼に布陣した須古信昭（三陣）が戦闘エリア（戦場）へ移動して援兵を出して参戦したことがわかる。

上述したように、前掲『佐賀藩諸家差出戦功書』の記載内容から、江上八院の戦いで鍋島勝茂の御供をした家臣については、戦闘の記載はなく、戦功の記載もないので、鍋島勝茂の在陣場所（六陣）では戦闘がなかったことが明確にわかる。

このように考えると、江上八院の戦いは、鍋島家の軍勢が限定された戦闘エリア（戦場）において、圧倒的な兵力数により、立花家の軍勢を殲滅（正面のほかに側面からも攻撃）した戦いであったと想定できる。ただし、立花家の軍勢を殲滅する過程では、上述したように、すさまじい白兵戦が展開され、その白兵戦において鍋島家軍勢が使用した武器は刀、鎗が中心であり（刀は特に多用されている）、鉄炮で打捨、弓で射捨にしたケースもあった。白兵戦が接近戦であることを考慮すれば、刀、鎗の多用は当然のことであり、野戦における白兵戦の実態を考察するうえで参考になる事例である。

なお、頸帳が鍋島家側でまとめて1つの頸帳として作成されたのではなく、頸帳A、頸帳Bというように鍋島家における各組単位で作成されたことは、軍事指揮系統上における各組の独立性の高さ（各組単位で戦場を動いて各組単位で敵と戦う）を示すものとして注目される。

〔註〕

- (1) 『別府大学大学院紀要』19号（別府大学会、2017年）。
- (2) 『史学論叢』47号（別府大学史学研究会、2017年）。
- (3) 「首帳（くびちょう）」とは「戦場で討ち取った敵の首と、それを討ち取った人の名前とを記す帳簿。首注文。」（『日本国語大辞典（第二版）』4巻、小学館、2001年、977頁）である。
- (4) この戦いなどに関する研究史整理については、前掲・拙稿「慶長5年10月20日の江上合戦についての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関する考察（その1）」、前掲・拙稿「慶長5年10月20日の江上合戦についての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関する考察（その2）」を参照されたい。
- (5) 「舊記」（『佐賀県近世史料』1編1巻、佐賀県立図書館、1993年、807～808頁）。
- (6) 『佐賀県史料集成』古文書編、29巻（佐賀県立図書館、1988年、234～237頁）。
- (7) 前掲「柳川陣頸帳」の末尾には「慶長五年十月廿日 右之通御坐候、以上、」という記載が

- ある。この記載は、前掲「鍋嶋七左衛門組頭^(ツツ)（頸カ）帳」には記されていないので（表1参照）、前掲「柳川陣頸帳」の方が原本に近い内容である可能性が高い。
- (8) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編、29巻。
- (9) 前掲『佐賀県史料集成』古文書編、29巻（20～21頁）。
- (10) 「ノボリサシ（幟差）」とは「戦争の時に、竹に付けた丈の高い旗〔幟〕をかかげて行く者」（土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』、岩波書店、1980年、469頁）という意味である。ちなみに、「ノボリ（幟）」とは「戦争の時に、兵士が携行する旗」である（前掲『邦訳日葡辞書』、469頁）。
- (11) 「須古戦功記」（前掲『佐賀県近世史料』1編1巻、811～812頁）。
- (12) 『日本国語大辞典（第二版）』11巻（小学館、2001年、1145頁）。
- (13) 前掲『佐賀県近世史料』1編1巻（812頁）。
- (14) 弓であるため、「打捨」、「討捨」ではなく「射捨」という表記になったと思われる。
- (15) 前掲『佐賀県近世史料』1編1巻（812頁）。
- (16) 「横矢（よこや）」とは「敵の側面から矢を射ること」という意味である（『日本国語大辞典（第二版）』13巻、小学館、2002年、599頁）。
- (17) この戦いの立花家側の実戦記録である「於肥後国高瀬、小野和泉・立花吉左衛門・十時源兵衛、三人申分」（『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期（上）、財団法人西日本文化協会、1986年、82号文書）には、「敵（鍋島家の軍勢）が右の方から横矢を多く討ち掛け（射掛け、の誤記か？）てきたため、立花勢が大損害を出した」ということが記されている（前掲・拙稿「慶長5年10月20日の江上合戦についての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関する考察（その2）」）。この記載からも、鍋島家の軍勢が立花家軍勢の側面を攻撃したことがわかる。
- (18) 図1では、立花三太夫（統次）、小野和泉（鎮幸）、安藤津ノ介（安東幸貞）は横に並列して井手橋の前方に布陣している。井手橋は柳川城大手門の前方に位置している。ちなみに立花三太夫と安藤津ノ介はこの戦いで討死した。小野和泉はこの戦いで下知できないほど重傷を負った。
- (19) 前掲『邦訳日葡辞書』（811頁）では、「鏝場、または、鏝の場」の意味について「戦場」としている。
- (20) 前掲『佐賀県近世史料』1編1巻（149、152、582、583頁）。この史料の記載については、佐賀戦国研究会代表の深川直也氏より御教示をいただいた。記して感謝する次第である。
- (21) 『鍋島家資料目録』（佐賀県立博物館、1984年、89～95頁）。『佐賀県史料集成』古文書編、3巻（1958年、318～338頁）も同じ。
- (22) 四兵科以外に、外夫と被官の記載もある。外夫は最も石高役が高い2250石役から最も石高役が低い20石役まで幅広く確認できる（ただし、外夫の記載がないケースもある）。外夫の人数は、石高役の大小に概ね照応している。こうした点を考慮すると、外夫とは中間と同義語である可能性が高い。被官は記載されているケースが2例のみである。そのうち、成富拾右衛門尉（800石役）の被官は85人であり、人数としては突出しているが、その理由は、成富拾右衛門尉（茂安）が、この組の組頭であることと関係するののかも知れない。
- (23) 乃至政彦『戦う大名行列』（KKベストセラーズ、2018年、242頁）。この本の著者である乃至氏からは、刊行時に本書を御恵送いただいた。記して感謝する次第である。
- (24) 前掲・乃至政彦『戦う大名行列』（34～35頁）。
- (25) 後述するように、前掲『佐賀藩諸家差出戦功書』における江上八院の戦い関係の記載において、

- 「鉄炮頭」、「昇足軽」、「昇輿 (=昇組)」という表記がある (表6参照)。これは、五兵科のうち、鉄炮と旗に関する専科部隊がそれぞれ存在したことを示している。
- (26) 「後藤戦功記」(前掲『佐賀県近世史料』1編1巻、808～811頁)。
(27) 前掲『佐賀藩諸家差出戦功書』の解説(2頁)。
(28) 戦いが変わっても、所属した組は変更がなかった(表6の⑱)。
(29) 一番に敵と鏑を合わせた(表6の②)、三番に敵と鏑を合わせた(表6の①)ということは戦功として特記されている。敵2人の首を討ち取った時の証人2人の名前が明記されている(表6の⑥、⑳)。こうしたことは当時の戦いにおける戦功の基準や戦功の証明方法を知るうえで参考になる。
- (30) 「牟田」は現福岡県三潞郡大木町八町牟田に比定できる。当時の八町牟田村は上八院村(現福岡県三潞郡大木町上八院)の南に位置した(『日本歴史地名大系』41巻〈福岡県の地名〉、平凡社、2004年、1003頁)。

【追記①】

江上八院の戦い関係の書状として、下記の「(慶長五年)十月廿日付吉村橘左衛門尉宛鍋島直茂書状」(花岡興輝校訂・解説「熊本県史料・中世編補遺(一)」、『熊本史学』40号、熊本史学会、1972年、18号文書)が著名であり、その中で戦場地名を示す「八郎院」という記載が、これまでよく引用されてきた。

尚(マ)と小野和泉・矢嶋左介・三池傳(伊カ)兵衛、此者共大将にて罷出候由、生捕之者申候、彼者共討果候哉、取押生捕度候、以上、
預御札忝候、今日令御陣着候處、八之院表へ敵二三千出合防戦候、得勝利、馬乗三百余討捕、蒲池へ追籠、八之院へ陣取候、八代表相澄、主計殿近日可為着陣之由、得其意候、猶期面拝候、恐と謹言、(下線引用者)

十月廿日

鍋加守

直茂(花押)

吉村橘左衛門尉殿
御返報

前掲・花岡興輝校訂・解説「熊本県史料・中世編補遺(一)」の活字翻刻では、この書状の下線の箇所は「八郎院」となっていた。しかし、この書状が収録されている「吉村文書」の影写本を所蔵している東京大学史料編纂所から、深川直也氏(佐賀戦国研究会代表)がこの書状の画像資料の複写を取り寄せて、筆者(白峰)と深川氏で検討したところ、該当記載の正しい読み方は「八郎院」ではなく「八之院」が正しい、という結論になったので、「八郎院」は「八之院」に訂正した。なぜ、前掲・花岡興輝校訂・解説「熊本県史料・中世編補遺(一)」では、「八之院」を「八郎院」と読んでしまったのか、という点について、その原因を考えると、草書の場合、「郎」と「之」はくずし字の形が似ているので、活字翻刻の際に「八之院」を「八郎院」と読んでしまったことによるものと考えられる。なお、この考定にあたり、深川氏には東京大学史料編纂所から画像資料の複写を取り寄せる労を取っていただいたことに深く感謝する次第である。

【追記②】

元和8年(1622)～寛永3年(1626)頃に成立した、大久保忠教(彦左衛門)著『三河物語』

(『日本思想大系』26、岩波書店、1974年、179～180頁。『家康史料集』、人物往来社、1965年、402頁)には、大坂の陣とそれ以前の時代(戦国時代を指すと思われ、『三河物語』では「昔」、「むかし」と記されている)の武功評価や戦いのやり方を比較して、①昔は崩口(=敵が敗北しかけた時)の武辺を武辺とは言わず、敵が崩れたところへ、他の者より先に駆け入ることを昔はほめなかった、②^{のまぐち}退口(=味方が退却する時)の武辺を昔はほめた、③兜を付けた者の頸を取って「もぎ付」と言うことは昔はなかったが、今は(そういうことを)聞くのは当世流なのか、④昔は小者・中間・夫丸の頸であっても、接戦時の頸、激闘時の頸、敵中に深く侵入して討った頸は、どの頸であっても手柄であった、⑤今回の大坂の陣のように、「追頸」(=追撃時に討ち取った頸)では兜が付いた頸であっても、大将の頸であっても、手柄の高名とは言わないのに、大坂の陣で兜頸を取ったと尊大に言うのはおかしいことである、⑥今回は(大坂の陣では)敵ははじめから崩れていた(味方は)各自が馬に乗って(敵を)追いかけていたが、合戦ではいつでもこのように馬に乗っているものだとばかり当世の衆(=今の者)は心得ている、⑦しかし、(昔は)合戦の時は、皆々(=全員)を馬からおろして、馬を後備より遥かに遠くへやるものとは(今の者は)知らずに、(合戦の時は)いつも馬に乗るものだ、とばかり言うのはあさはかなことである、と記されている。このように大坂の陣当時と戦国時代では、戦功基準や戦いのやり方(馬の使用方法など)が変わっていたことがわかる。よって、当時の戦いの実態を考察する際には、一律に考えるのではなく、時代によるこうした違いについて考慮する必要がある。

【付記】

本稿脱稿後、光成準治『九州の関ヶ原』〈シリーズ・実像に迫る018〉(戎光祥出版、2019年)が刊行された。同書の第3部第2章「立花宗茂、鍋島勢と激突」において、江上八院の戦い(江上合戦)について記述されているので、併せて参照されたい。なお、前掲・光成準治『九州の関ヶ原』の刊行時には光成氏より同書を御恵送いただいた。記して感謝する次第である。

※以下、『別府大学大学院紀要』21号(別府学会、2019年)に続く。